崇城大学総合情報センター利用細則

(細則の目的)

第 1 条 この細則は、崇城大学総合情報センター規則第 9 条に基づき、本学に設置された総合情報センター(以下「センター」という。)の利用方法を明確にするために定める。

(細則の運用)

第 2 条 センターは、具体的な利用方法や諸手続きを定めるために 利用要綱を作成し、この細則を運用する。

(利用資格)

- 第 3 条 センターの利用資格を有する者は、次の通りとする。
 - (1) 本学の教員及び職員
 - (2) 本学の非常勤職員であってセンター長が認めた者
 - (3) 学外共同研究者であってセンター長が認めた者
 - (4) 本学の学生
 - (5) 本学の研究員及び研究生
 - (6) その他特別にセンター長が認めた者

(利用のための登録)

第 4 条 センターを利用しようとする者は、利用のための登録をしなければならない。利用者は、登録した目的以外にセンターを利用してはならない。

(利用の制限)

第 5 条 センターは利用者に対して、使用できるシステム資源を制限することができる。この制限を超えて利用する場合は、所定の手続きを経てセンター長の許可を得なければならない。

(ソフトウェア・データの保護)

第 6 条 利用者はセンター及び他の利用者のソフトウェア・データ の保護に留意し、その保全に反する行為をしてはならない。

また、利用者のソフトウェア・データの保護は自己の責任に 帰せられるものとする。 (ソフトウェアの扱い)

第 7 条 センターの管理下にあるソフトウェアの持ち出しに際しては、センター長の許可をもとめなければならない。また、センターと利用者は協議の上センター外部のソフトウェアをセンターの管理下に置くことができる。

(端局・端末装置等の接続)

第 8 条 利用者が自己の負担で端局・端末装置等を設置しセンターシステムに接続する場合は、あらかじめ所定の手続きを経てセンター長の許可を得なければならない。

(利用の停止)

第 9 条 センター規則及びこの細則に違反する行為があった利用者 に対して、センター長はその利用を停止することができる。

(経費の負担)

第10条 センターは利用者に対して、センターの利用に係る経費の 負担を求めることができる。負担の具体的な内容については、 別に定める。

(報告書の提出)

第11条 センターは利用者に対して、当該利用に係る報告書の提出 を求めることができる。

附 則

- 1. この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2. この規則は、平成12年 4 月 1 日から施行する。
- 3. この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。